

一般社団法人山口県社会福祉士会  
正 会 員 各 位

## 選挙管理委員会選出に関する「公示」

一般社団法人 山口県社会福祉士会  
会 長 白 石 義 彦  
(公印省略)

下記のとおり、一般社団法人山口県社会福祉士会役員選出規則（以下「規則」と表記）ならびに一般社団法人山口県社会福祉士会役員選出細則（以下「細則」と表記）の規定に基づき、選挙管理委員会委員の公募を行いますので公示します。

下記により選挙管理委員会の設置に向けて取り組みを開始いたしますので、会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

- 1 選挙管理委員会の委員人数 《規則第6条第2項》  
○3名
- 2 選挙管理委員の応募方法 《細則第3条》  
○応募方法 所定応募用紙（裏面）  
○提出先 ▽郵 便 〒753-0072  
山口市大手町9番6号 山口県社会福祉会館内  
▽F A X 083-922-9915  
▽Eメール yamashashikai@clock.ocn.ne.jp
- 3 応募受付事務 《細則第3条第3項》  
○一般社団法人山口県社会福祉士会 事務局
- 4 公募期間  
○平成29年1月4日から平成29年1月31日
- 5 選挙管理委員会の構成 《細則第4条》  
○選 出 数 3名  
○抽選担当 事務局  
○選出方法 無作為な方法  
○応募者が3名に満たない場合は、理事会の推薦により決定
- 6 選挙管理委員の任命・委嘱 《規則第6条第2項》  
○平成29年2月11日開催予定の第4回理事会にて、任命し、会長が委嘱。
- 7 選挙管理委員の名簿公表 《細則第5条》  
○平成29年2月13日、ホームページにより会員に公表。  
○平成29年3月25日開催予定の第15回定時社員総会案内とともに会員宅へ送付。
- 8 留意事項  
○理事会は選挙管理委員として、理事、監事を任命できない。《規則第6条第2項》  
○選挙管理委員は、役員に立候補し、または立候補者を推薦できない。《規則第6条第3項》  
○Eメールを利用して応募する場合は、所定の応募用紙を添付しなければならない。  
《細則第3条第2項》

※規則並びに細則につきましては、本会HPの諸規程類ページ（HPトップページ→会員専用ページ→諸規程類ページ）に掲載していますので、ご覧ください。

